



平成30年5月10日

各位

会社名 日本ルツボ株式会社  
(登記上社名 日本坩堝株式会社)  
代表者名 代表取締役社長 大久保 正志  
(コード番号 5355 東証第二部)  
問合せ先 取締役管理部長 広野 玲緒奈  
(TEL. 03-3443-5551)

### 株式併合、単元株式数の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成30年6月28日開催予定の第178回定時株主総会に、株式併合、単元株式数の変更及び定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

### 記

#### 1. 株式併合

##### (1) 株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しており、その移行期限は平成30年10月1日までとされております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更するとともに、適切な投資単位の水準を維持することを目的として、株式の併合(10株を1株に併合)を行うものであります。

##### (2) 株式併合の内容

###### ① 併合する株式の種類

普通株式

###### ② 併合の割合及び効力発生日

平成30年10月1日を効力発生日とし、平成30年9月30日(実質上9月28日)の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式10株につき1株の割合で併合いたします。

###### ③ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数(平成30年3月31日現在)	14,090,400株
併合により減少する株式の数	12,681,360株
併合後の発行済株式総数	1,409,040株

(注)「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数に株式併合の割合を乗じた理論値です。

④ 株式併合の影響

株式併合により、発行済株式総数が10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たりの純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

⑤ 効力発生日における発行可能株式総数

400万株（併合前は4,000万株）

(3) 株式併合により減少する株主数

平成30年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

【当社の株主構成】

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	1,426名（100%）	14,090,400株（100%）
10株未満	126名（8.8%）	178株（0.001%）
10株以上	1,300名（91.2%）	14,090,222株（99.999%）

(注) 上記株主構成を前提として、株式併合を行った場合、10株未満の株式のみご所有の株主様126名（所有株式数の合計178株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 株式併合の条件

平成30年6月28日開催予定の第178回定時株主総会において、本株式併合に関する議案及び「3. 定款の一部変更」に関する議案がいずれも承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更の理由

全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するためであります。

(2) 単元株式数の変更の内容

当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更日

平成30年10月1日

#### (4) 単元株式数の変更の条件

平成 30 年 6 月 28 日開催予定の第 178 回定時株主総会において、「1. 株式併合」に関する議案及び「3. 定款の一部変更」に関する議案がいずれも承認可決されることを条件いたします。

### 3. 定款の一部変更

#### (1) 変更の目的

- ① 全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するため、現行定款第 8 条（単元株式数）に規定される当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するものであります。
- ② 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

#### (2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>40,000,000</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,000,000</u> 株とする。
(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
(監査役の選任) 第 30 条 (条文省略) ② (条文省略)	(監査役の選任) 第 30 条 (現行どおり) ② (現行どおり) ③ 当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
(新 設)	④ 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
(新 設)	(監査役の任期) 第 31 条 (現行どおり) ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了する時までとする。 ただし、前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。
(監査役の任期) 第 31 条 (条文省略) ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了する時までとする。	

現行定款	変更案
(新 設)	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第 1 条 本定款第 6 条（発行可能株式総数）および第 8 条（単元株式数）の変更の効力発生日は、平成 30 年 10 月 1 日とする。</p> <p>第 2 条 前条および本条は、前条に定める効力発生日をもって削除するものとする。</p>

(3) 変更の条件

- ① 定款第 6 条および第 8 条の変更は、平成 30 年 6 月 28 日開催予定の第 178 回定時株主総会において、「1. 株式併合」に関する議案及び定款の一部変更に関する議案がいずれも承認可決されることを条件といたします（効力発生日：平成 30 年 10 月 1 日）。
- ② 定款第 30 条および第 31 条の変更は、同定時株主総会において、定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします（効力発生日：平成 30 年 6 月 28 日）。

4. 主要日程（予定）

- |  |                      |
|--|----------------------|
| (1) 取締役会決議                                 | 平成 30 年 5 月 10 日（本日） |
| (2) 定時株主総会決議                               | 平成 30 年 6 月 28 日（予定） |
| (3) 1,000 株単位での最終売買日                       | 平成 30 年 9 月 25 日（予定） |
| (4) 100 株単位での売買開始日                         | 平成 30 年 9 月 26 日（予定） |
| (5) 株式併合、単元株式数の変更、<br>及びこれに係る定款の一部変更の効力発生日 | 平成 30 年 10 月 1 日（予定） |

【ご参考】

上記のとおり、株式併合及び単元株式数の変更に係る効力発生日は平成 30 年 10 月 1 日を予定しておりますが、株式の振替手続の関係で、平成 30 年 9 月 26 日に、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更されるとともに、株価に株式併合の効果が反映されることとなります。

以上